

令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率

区 分	この比率で何が分かるのか	小平町の健全化判断基準		各年度の決算に基づく健全化判断比率			
		早期健全化 (※1)	財政再生 (※2)	R元	H30	H29	H28
実質赤字比率	一般会計の実質的な赤字は収入の何%だったのか	15%	20%	— (※3)	— (※3)	— (※3)	— (※3)
連結実質赤字比率	全会計の実質的な赤字は収入の何%だったのか	20%	30%	— (※3)	— (※3)	— (※3)	— (※3)
実質公債費比率	収入のうちどれくらいを借金の返済に充てているのか	25%	35%	10.3%	10.3%	10.4%	11.4%
将来負担比率	将来に渡って支払っていく可能性のある負債は収入に対してどのくらいあるのか	350%	/	— (※3)	— (※3)	— (※3)	— (※3)

※1 いずれかの比率が基準を超えると、自主的な再建計画の実行が必要になる「早期健全化団体」となります。

※2 いずれかの比率が基準を超えると、国の管理下で計画的に財政の健全化を図る「財政再生団体」となります。

※3 赤字(不足額)がない場合(黒字の場合)は「—」としています。

区 分	この比率で何が分かるのか	公営企業会計の 経営健全化基準(※1)		各年度の決算に基づく資金不足比率			
		水道事業	下水道事業	R元	H30	H29	H28
資金不足比率	公営企業会計の資金の不足額は事業規模の何%だったのか	水道事業	20%	— (※2)	— (※2)	— (※2)	— (※2)
		下水道事業		— (※2)	— (※2)	— (※2)	— (※2)

※1 資金不足比率が基準を超えると、経営健全化計画の策定が必要となる「経営健全化団体」となります。

※2 赤字(不足額)がない場合(黒字の場合)は「—」としています。